

里庄町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年9月13日(水)午後1時55分から午後2時20分
2. 開催場所 里庄町役場 2階 第2会議室
3. 出席委員 11人

出席委員及び欠席委員の番号、氏名

職名	番号	氏名	出欠の別	職名	番号	氏名	出欠の別
委員	1	岡村 咲津紀	出	会長職務代理者	8	平野 耕平	出
〃	2	高田 卓司	〃	委員	9	平野 俊一	〃
〃	3	高田 光國	欠	会長	10	吉田 龍平	〃
〃	5	辻田 樫市	出	推進委員	1	遠藤 和宏	〃
〃	6	中務 智紀	〃	〃	2	大内 紀章	〃
〃	7	仁科 義弘	〃	〃	3	神原 公子	〃

4. 欠席委員 1人

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について
- 第4 議案第16号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について
- 第5 議案第17号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について

6. 会議の概要

議 長

ただ今から令和5年第9回総会を開会いたします。

本日の出席委員は農業委員8名、推進委員3名の計11名であり、総会開催の定足数に達しており、総会は成立しております。

議事日程第1の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、5番辻田樫市委員、6番中務智紀委員にお願いいたします。

議事日程第2の会議書記の指名を行います。

本日の会議書記には農業委員会事務局職員の●●氏を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

今回上程されています議案第15号農地法第3条の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第15号についてご説明いたします。

整理番号は32でございます。

本件は、農地の所有権移転に係る農地法第3条に基づく所有権移転許可申請でございます。

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は3筆、地目は畑、面積は合計で355㎡です。

譲渡人が遠方にお住まいで管理できないため、従弟である譲受人に贈与するため申請が行われました。

小作人の有無、全ての農地が耕作されるか、耕作に必要な農作業に常時従事するか、当該農地を継続的に利用することができるかどうかなど、許可要件は満たしていると思われまます。

以上です。

議 長

事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果について●番●●●●委員の担当地区ですが、欠席のため事務局よりご報告します。

事務局

申請地は●●分館に位置し、現在、耕作していない状況です。

今回、譲渡人が遠方に住んでおり管理できないため、従弟である譲受人に贈与することで話がまとまったもので、特に問題ないと思います。

以上です。

議 長

ただ今の事務局説明、農地法第3条の案件について、質問、意見等ございますか。

● 番

譲受人が農業をしていないようだが、草が茂っている状態なのか。

事務局

管理はしており、果樹もあります。●●で農業をしています。

● 議長

耕作放棄地になると困るので、管理については伝えてください。
その他、質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第15号、整理番号32は許可と決定
します。

事務局

続きまして、整理番号33について事務局より説明をお願いします。

整理番号は、33でございます。

本件は、農地の所有権移転に係る農地法第3条に基づく所有権移転許可
申請でございます。

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は1筆、地目は田、面積は101㎡です。

今回、譲受人が増反を目的に所有権を取得するため申請が行われました。

小作人の有無、全ての農地が耕作されるか、耕作に必要な農作業に常時
従事するか、当該農地を継続的に利用する事ができるかどうかなど、許可
要件は満たしていると思われま

以上です。

議長

事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果について●番●●●●委員よりご報告します。

● 番

申請地は●●分館に位置し、現在、耕作していませんが、管理はしてい
る状況です。

譲受人が増反のため受贈することで話がまとまったもので、特に問題な
いと思います。譲受人と譲渡人は親戚関係です。

以上です。

議長

ただ今の事務局説明、農地法第3条の案件について、質問、意見等ござ
いますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、整理番号33は許可と決定します。

続きまして、整理番号34について事務局より説明をお願いします。

事務局

整理番号は34でございます。

本件は、農地の所有権移転に係る農地法第3条に基づく所有権移転許可
申請でございます。

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は1筆、地目は畑、面積は539㎡です。

今回、譲受人が増反を目的に所有権を取得するため申請が行われました。小作人の有無、全ての農地が耕作されるか、耕作に必要な農作業に常時従事するか、当該農地を継続的に利用することができるかどうかなど、許可要件は満たしていると思われま

以上です。

議 長

事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果について●番●●●●委員の担当地区ですが、欠席のため事務局よりご報告します。

事務局

申請地は●●分館に位置し、現在、耕作している状況です。

譲受人が増反のため購入することで話がまとまったもので、特に問題ないと思います。

以上です。

議 長

ただ今の事務局説明、農地法第3条の案件について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、整理番号34は許可と決定します。

続きまして、議案第16号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第16号についてご説明いたします。

整理番号は37でございます。

本件は、農地の使用目的の変更に係る農地法第4条に基づく申請でございます。

申請地は農業振興地域内の青地区域にあり、1筆、地目は田、面積は1,078㎡のうち100㎡です。

今回、申請者が高齢のため、孫が管理するというこ

以上です。

議 長

事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果について、ここは私の担当地区なので、私から説

明します。

申請地は●●分館に位置し、現在、耕作している状況です。

申請者は高齢で管理が困難であるため、孫が申請地北側の土地に自己住宅を建築して今後の維持管理をしていくと聞いています。しかし、宅地と申請農地との高低差があるため、進入路を整備するため申請があったもので、特に問題ないと思います。

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明してください。

事務局

農地の区分は、農業振興地域内の農用地と判断しております。

転用目的は進入路の整備であり、適当であると考えます。

資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、また、必要な資金額についても適当であると考えます。

転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無でございますが、農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため、存在しないと判断します。

許可を受けた後、遅滞なく、申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、申請者から聴取した結果、許可後速やかに施工したいとの事であり、問題ないと考えております。

申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がなされなかった時又は処分の見込みがない場合は許可しないことになっていますが、これらの条件は該当しないと考えております。

申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、申請書等の内容を確認したところ適正であると考えます。

転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼすおそれがある場合には許可しないこととなっておりますが、本件は特に支障がないと判断します。

また、今回の転用は、集団農地の分断には当たらないと判断します。

以上です。

議長

ただ今の事務局説明、農地法第4条の案件について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第16号、整理番号37は許可と決定

します。

続きまして、議案第17号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第17号、整理番号35についてご説明いたします。

本件は、農地の使用目的の変更及び所有権移転に係る農地法第5条に基づく申請でございます。

譲受人里庄町長加藤泰久、譲渡人●●●●さんです。

申請地は1筆、地目は田、面積は119㎡です。

今回、譲受人が露天駐車場の整備を目的に申請が行われました。

先月の農業委員会総会において町の駐車場として申請していた場所で、相続登記が間に合わなかったものです。

以上です。

議長

事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果について●番●●●●委員よりご報告します。

●番

申請地は●●分館に位置し、現在、耕作していない状況です。

隣接地への被害防除計画の内容ですが、全体的にアスファルト舗装を行い、隣地との境界部分にコンクリート土留めを設置し、隣接地への土砂が流出しないように計画しています。

雨水については、敷地内水路を整備し、その後、道路側溝へ放流します。

生活排水については、露天駐車場ですのでありません。

近隣農地への日照及び通風については、露天駐車場ですので影響はないと判断します。

以上です。

議長

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明してください。

事務局

農地の区分は、第2種農地と判断しております。

転用目的は、露天駐車場の整備であり、適当であると考えます。

資力及び信用、転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無、許可を受けた後の用途に供する見込み、申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分、申請に係る農地の面積規模、転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼす影響、集団農地の分断については、確認した結果、問題がないと判断します。

以上です。

議長

ただ今の整理番号35の案件に関し、事務局説明及び現地調査報告について、質問、意見等ございますか。

●番

今回の場合は全て登記が完了しているが、仮に相続登記に問題があり、未登記のままでも着工することはあるのか。

事務局
議長

ありません。登記が完了しないと先へは進みません。
その他、質問、意見等はございませんか。
(質問、意見なし)

許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。
(全員挙手)

全員賛成でございますので、整理番号35は許可と決定します。
続きまして、整理番号36について事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、整理番号36についてご説明いたします。

本件は、農地の使用目的の変更及び所有権移転に係る農地法第5条に基づき申請でございます。

譲受人●●●●さん、●●●●さんご夫妻、譲渡人●●●●さんです。

申請地は1筆、地目は畑、面積は346㎡です。

今回、譲受人が自己住宅の建築を目的に申請が行われました。

以上です。

議長

次に、現地調査の結果について、ここは私の担当地区なので、私から説明します。

申請地は●●分館に位置し、現在、耕作している状況です。

隣接地への被害防除計画の内容ですが、隣地との境界部分に擁壁を設置し、隣接地への土砂が流出しないように計画しています。

雨水については、宅地内に設けた柵に集め、その後、道路側溝へ放流し、直接流れ出ないように計画されています。

生活排水については、合併処理浄化槽により処理を行い、既存水路に放流します。

近隣農地への日照及び通風については、一般的な住宅建築ですので影響はないと判断します。

以上です。

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明してください。

事務局

農地の区分は、第2種農地と判断しております。

転用目的は、個人住宅の建設であり、適当であると考えます。

資力及び信用、転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無、許可を受けた後の用途に供する見込み、申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分、申請に係る農地の面積規模、転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼす影響、集団農地の分断については、確認した結果、問題がないと判断します。

以上です。

議長

ただ今の事務局説明、農地法第5条の案件について、質問、意見等ござ

いますか。

● 番
事務局
議長

官地と民地の境にある側溝の水路が、道路側にあるところと民地側にあるところとある。どこかで食い違っているのか。

確認します。

その他、質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、整理番号36は許可と決定します。

続きまして、整理番号38について事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、整理番号38についてご説明いたします。

本件は、農地の使用目的の変更及び所有権移転に係る農地法第5条に基づく申請でございます。

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は1筆、地目は畑、面積は322㎡です。

今回、譲受人が露天駐車場兼資材置場の建設を目的に申請が行われました。

以上です。

議長

事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果について●番●●●●委員よりご報告します。

● 番

申請地は●●分館に位置し、現在、耕作していない状況です。

隣接地への被害防除計画の内容ですが、全体的に簡易舗装を行い、隣接地への土砂が流出しないように計画しています。

雨水については、北から南に向けて傾斜を設け、南側にある道路側溝へ放流します。

生活排水については、露天駐車場ですのでありません。

近隣農地への日照及び通風については、露天駐車場でするので影響はないと判断します。

以上です。

議長
事務局

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明してください。

農地の区分は、第3種農地と判断しております。

転用目的は、露天駐車場兼資材置場の建設であり、適当であると考えます。

資力及び信用、転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無、許可を受けた後の用途に供する見込み、申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分、申請に係る農地の面積規模、転用が周辺

の農地に係る営農条件に支障を及ぼす影響、集団農地の分断については、確認した結果、問題がないと判断します。

以上です。

議 長

ただ今の事務局説明、農地法第5条の案件について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、整理番号38は許可と決定します。

以上をもちまして、令和5年第9回総会を閉会いたします。